



使える支援制度のカードを探しましょう

被災者支援カード

被災された皆様へ

*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

災害直後

(保険の確認・社協の貸付も)

応急修理制度 (災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯 **65.5万円** (2022)
準半壊の世帯 **31.8万円**

窓口 自治体
誰に

使うと修理後は仮設住宅に入れなくなるので修理した自宅で生活できる世帯

業者に修理を頼む前に自治体に相談

基礎支援金 (被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊 **50万円**

窓口 自治体
誰に

左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)

所得条件なし。お金の使い道も制限なし

災害援護資金貸付 (災害弔慰金法)



借入最大**350万円**
(全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)

窓口 自治体
誰に

災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人
(所得条件あり)

返済期間10年。当初3年間は無利子

数か月後

(義援金・災害弔慰金も)

仮設住宅 (災害救助法)



原則**2年間**
(特定非常災害適用なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口 自治体
誰に

居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない人
(半壊でも入居可能性)

入居に所得条件あるも運用は自治体で様々

公費解体 (環境省の制度)



建物を無償で解体
(家屋と一体の浄化槽は対象可能性も。建物は地面の上のみ解体)

窓口 自治体
誰に

特例適用なら、半壊以上の家屋の所有者
(2階建かつ10m以下等一定の事業所も対象)

所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。

雑損控除 (災害減免法も)



その年の**所得の10%を超える部分の損害額**が所得控除される等

窓口 自治体
誰に

税務署に確定申告
住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人

家財の損害額不明でも**推定規定**あり

その他の後

その他の制度は↓

加算支援金 (被災者生活再建支援法)



建設・購入で **200万円**
修理で **100万円**
民間貸借へ **50万円**

*中規模半壊は上の半額

窓口 自治体
誰に

基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時
(単身は4分3の金額)

一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる

被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン)



預貯金**500万円**・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口 自治体
誰に

弁護士会に相談を
災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人

自己破産や返済交渉の前に検討を!

災害復興住宅融資 (リバースモーゲージ)



建設・購入・リバモ融資 **半壊以上** 修理の融資 **一部損壊でもOK**

窓口 自治体
誰に

住宅金融支援機構
住宅の修理費用や再建費用を借りたい人
60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済の**リバースモーゲージ**も